破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６４号
茨城県つくばみらい市西丸山６番地１
債務者　大里　清治
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９６７号
埼玉県飯能市大字中山511番地１　中山団地４―301
債務者　山田　正明
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５号
埼玉県秩父市日野田町１丁目８番11号
債務者　熊崎　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目10番地15　アネックスＡ棟５号室
債務者　那須　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５７号
千葉県佐倉市中志津３丁目４番27号、住民票上の住所千葉県佐倉市上志津原97番地３
債務者　藤野　英子（旧姓西内）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７０号
千葉県佐倉市飯田1660番地
債務者　門倉　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７４号
千葉県四街道市大日27番地20
債務者　岡澤　房子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７９号
千葉県成田市本三里塚226番地１　マリアンホーム
債務者　堀田　安秀
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８８号
千葉県佐倉市上座412番地49
債務者　原口　綾
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５０１号
千葉県成田市三里塚御料１番地1030　サクラコーポＡ棟201
債務者　座間　　渡
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５０２号
千葉県富里市御料970番地124
債務者　仲田アナマリアこと　ＮＡＫＡＤＡ　ＤＥ　ＢＲＩＣＥＮＯ　ＡＮＡ　ＭＡＲＩＡ
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１号
千葉県成田市公津の杜４丁目12番地　410
債務者　宮崎　廣信
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６号
千葉県八街市沖1498番地２　ベジ・アイ・サポート株式会社方
債務者　猪狩　博典
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５１０号
名古屋市天白区中平１丁目209番地　プチハウスナカヒラ101号
債務者　竹岡　美鈴
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２２号
愛知県北名古屋市鹿田栄235番地
債務者　辻　　尚美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９号
岡山県倉敷市福島620番地１　アラモードＡ101
債務者　梶野美由紀（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３６２号
札幌市西区福井８丁目６番11号、申立時の住所札幌市南区北ノ沢２丁目15番13号
債務者　山崎　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部